



令和6年度 男女共同参画に関する 市民意識調査報告書

◇◇ 概要版 ◇◇◇◇◇

◆ 意識調査について

本調査は、男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを把握し、今後旭川市が取り組むべき男女共同参画に係る施策の検討や、(仮称)あさひかわ男女共同参画プラン策定の基礎資料とするために実施しました。

※(仮称)あさひかわ男女共同参画プランとは

男女共同参画に係る施策を計画段階から包括的に管理・運営し、より効果的に推進するため、「あさひかわ第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」と「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を統合し策定する「男女共同参画社会基本法」、「配偶者暴力防止法」、「女性支援新法」の3法で定める市町村計画

◆ 調査の概要

- ・ 調査対象 18歳以上の市民 2,000人(等間隔無作為抽出)
- ・ 実施期間 令和6年9月2日～9月30日
- ・ 回収数(率) 516(25.80%)
- ・ 回答者の属性

性別	女性 58.3%	男性 39.5%	無回答 2.1%
年齢	18～29歳 14.5%	30～39歳 19.4%	40～49歳 20.2%
	50～59歳 21.3%	60歳以上 23.4%	無回答 1.2%

目次

1	男女平等の意識	
(1)	男女の平等感	1
(2)	政策・方針決定に女性の参画が少ない理由	2
(3)	進路や就職先、職業の選択における性別の意識	2
(4)	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する意識	3
(5)	男性の「育児休業」や「介護休業」の利用について	3
(6)	男性が家事・育児・介護に積極的に参画するために必要なこと	4
(7)	女性が職業を持つことに対する意識	4
(8)	女性が仕事を続ける上で支障となっているもの	5
(9)	女性が働き続けるために必要なこと	5
(10)	結婚等への考え方	6
(11)	防災や災害時における性別に配慮した対応について	6
2	仕事と生活の調和	
(1)	仕事と家庭の両立支援について	7
3	男女の人権	
(1)	暴力の認識	8
(2)	D Vやハラスメントの経験など	9
(3)	被害に遭った場合の相談先	10
(4)	女性が男性に比べ経済的困窮に陥りやすい原因について	11
(5)	性暴力の認識	11
(6)	性暴力被害の相談窓口の認知度	12
(7)	性犯罪・性暴力対策について	12
4	性の多様性	
(1)	性的少数者に対する偏見や差別の認識	13
(2)	性的少数者に対する認識	13
(3)	性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと	14
5	男女共同参画に関する認知度	
(1)	男女共同参画関連事項の認知度	15
(2)	男女共同参画社会の実現に向けて必要なこと	16

◆ 図表の見方

- ・ N とは、回答総数（あるいは分類別の回答者数）のことです。
- ・ 図表内の数値はNを基数とした回答率（各回等の百分率）で算出し、小数第2位を四捨五入したため、個々の比率の合計が100.0にならない場合があります。
- ・ 1.0に満たない要素については、ラベル表示がない場合があります。
- ・ 「3つまで」や「全て」など、1人の対象者に2つ以上の複数回答を認めた場合、比率の合計は回答者数を基数としているため、個々の比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・ 「R1」は前回調査結果、「R6」は今回調査結果です。

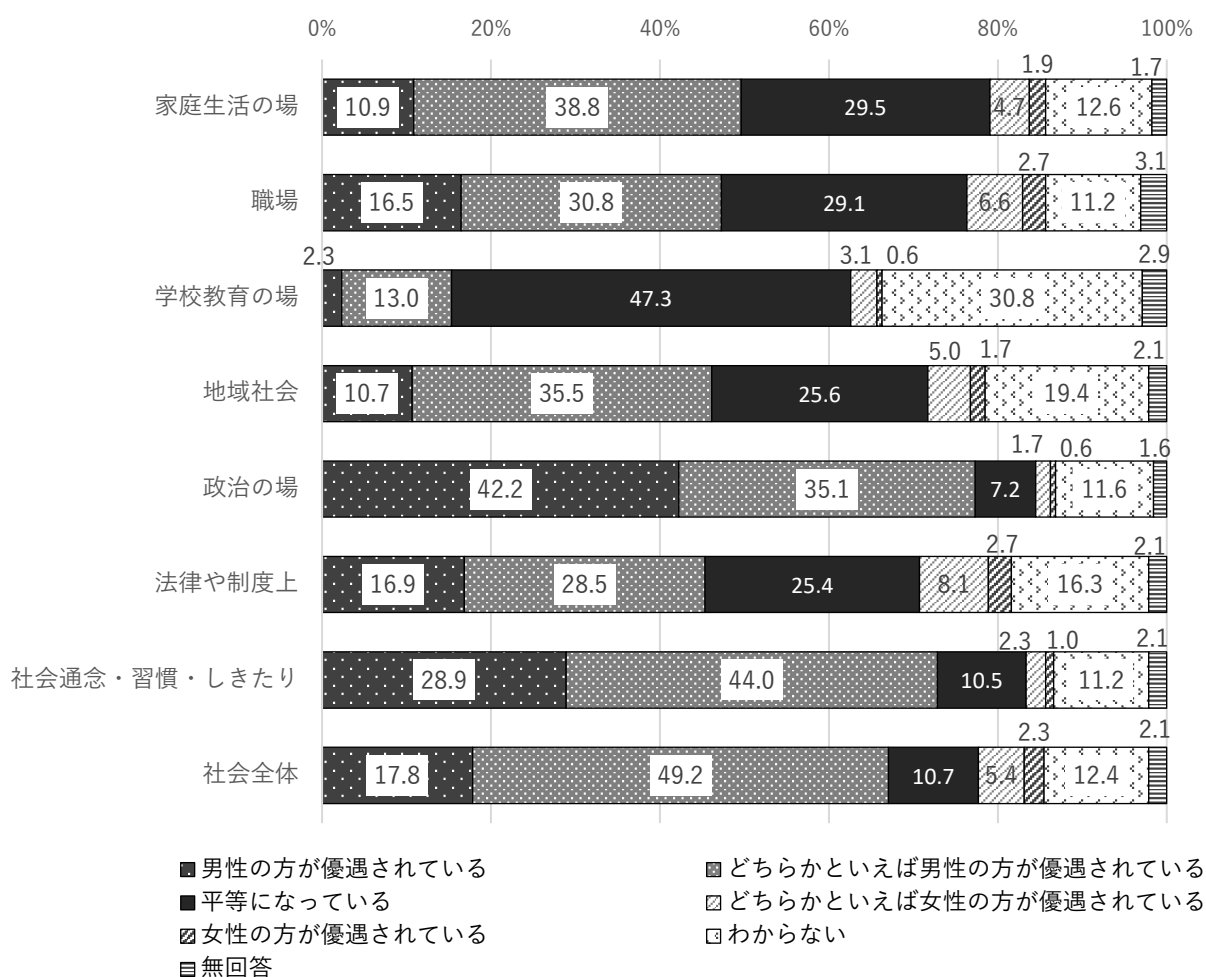
1 男女平等の意識

(1) 男女の平等感

「平等になっている」の割合は、「学校教育の場」(47.3%)が最も高く、「政治の場」(7.2%)で最も低くなっています。また、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答割合は、「政治の場」と「社会通念・習慣・しきたり」で7割を超えており、特に高くなっています。また、「社会全体」でも、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が7割近くを占め、「平等になっている」は1割程度です。

前回調査(R1)と比較すると、「職場」と「学校教育の場」でわずかに平等感が増加していますが、その他の項目では平等感は減少しており、特に「家庭生活の場」と「地域社会」では5ポイント以上減少しています。性別で見ると、全項目で男性の方が女性よりも「平等になっている」と感じており、「家庭生活の場」と「地域社会」では、男女のギャップが15ポイント以上と特に大きくなっています。

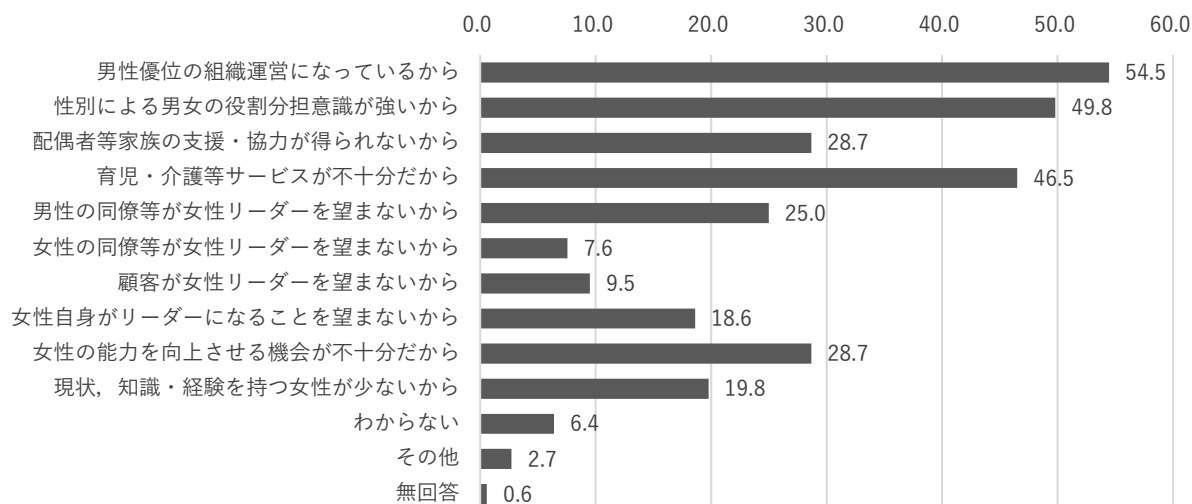
図表1 分野別の男女の地位の平等感 (N=516, SA)



(2) 政策・方針決定に女性の参画が少ない理由

最も多い回答は「男性優位の組織運営になっているから」(54.5%)で、次いで「性別による男女の役割分担意識が強いから」(49.8%)、「育児・介護等サービスが不十分だから」(46.5%)となっています。また、男女のギャップが最も大きい項目は「男性優位の組織運営になっているから」で、女性が男性を15.2ポイント上回りました。

図表2 政策・方針決定に女性の参画が少ない理由 (N=505 MA)

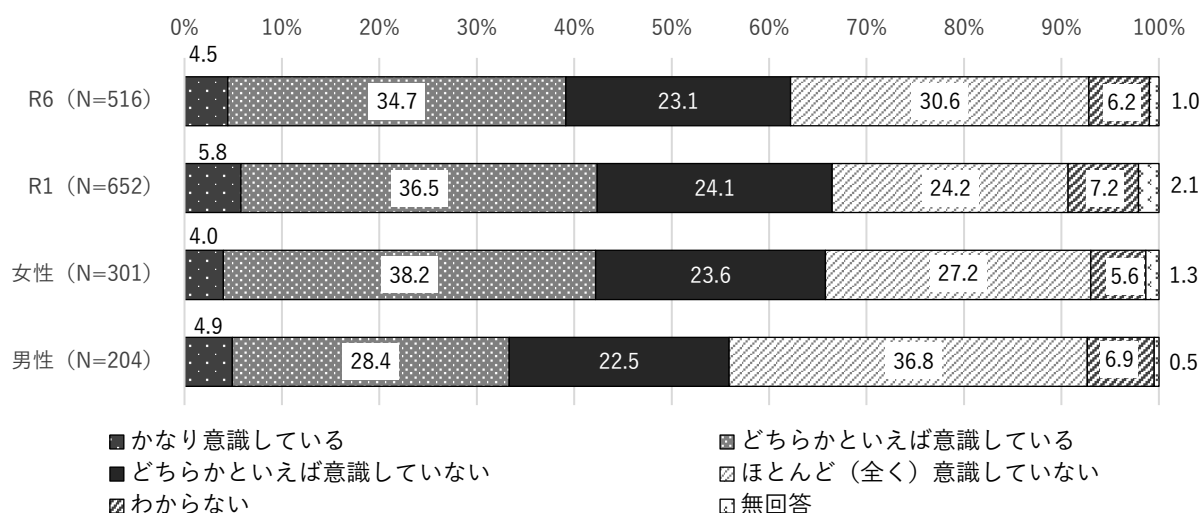


(3) 進路や就職先、職業の選択における性別の意識

「意識している」(かなり意識している, どちらかといえば意識している)と回答した割合は全体の4割程度で、「意識していない」(どちらかといえば意識していない, ほとんど(全く)意識していない)が過半数を占めています。また、前回調査(R1)との比較では、「ほとんど(全く)意識していない」が5.4ポイント上昇し、その他の選択肢は微減となりました。

性別では、女性が「どちらかといえば意識している」(38.2%)が最多であることにに対し、男性は「ほとんど(全く)意識していない」(36.8%)が最多となっています。

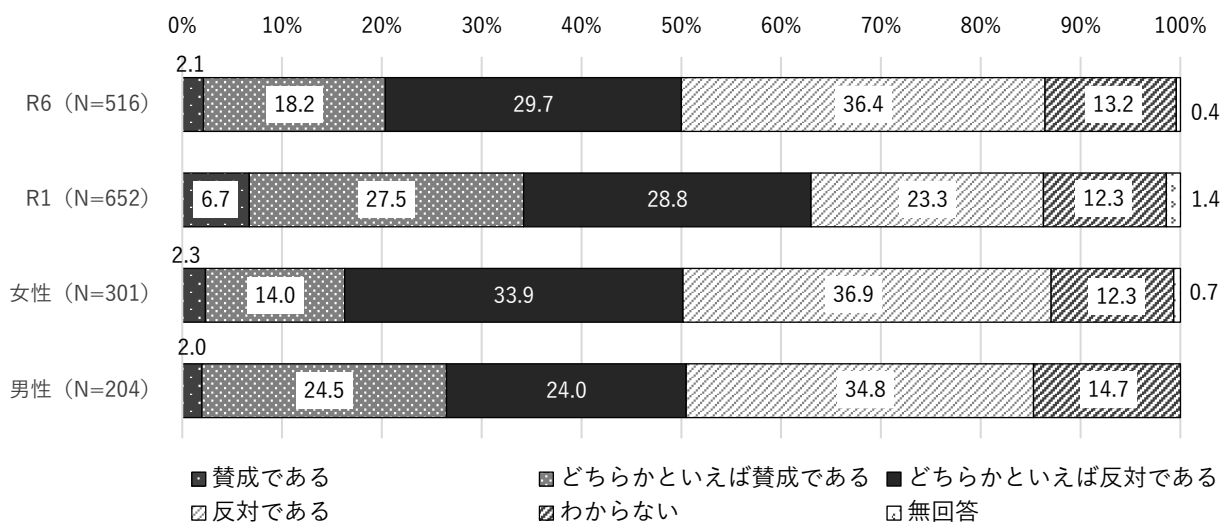
図表3 進路や就職先、職業の選択における性別の意識 (SA)



(4) 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する意識

賛成（「賛成である」、「どちらかといえば賛成である」）が20.3%，反対（「反対である」、「どちらかといえば反対である」）は66.1%となり、前回調査（R1）と比較すると賛成が13.9ポイント減少し、反対は14.0ポイント上昇しました。性別では、女性が、賛成16.3%，反対が70.8%に対し、男性は、賛成26.5%，反対58.8%と、10ポイント程度の差が見られました。

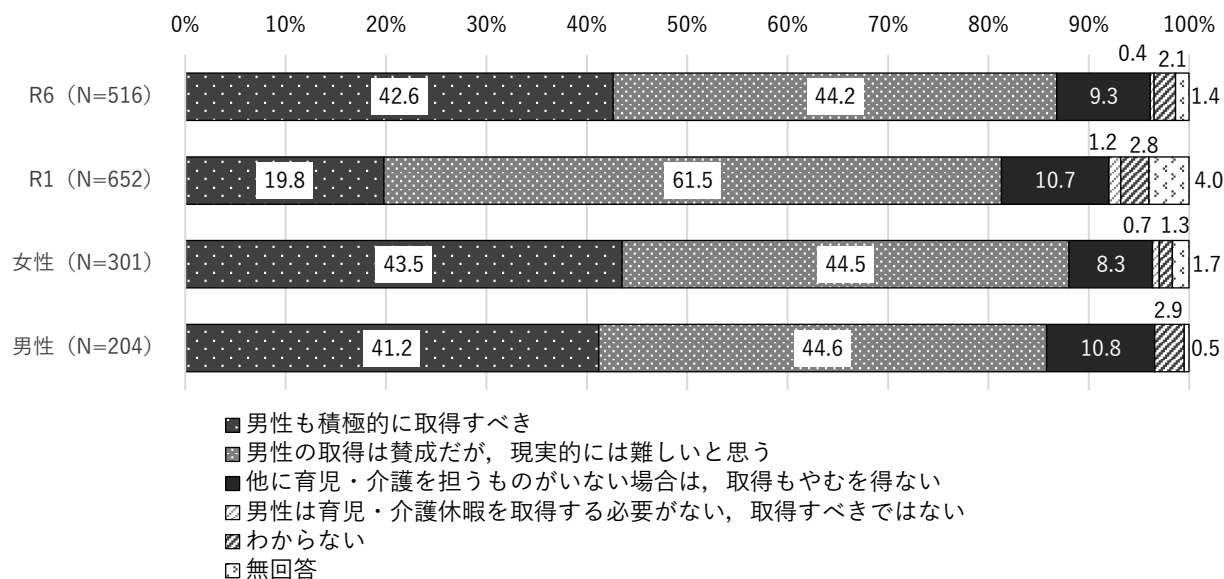
図表4 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する意識（SA）



(5) 男性の「育児休業」や「介護休業」の利用について

「男性も積極的に利用すべき」が42.6%，「男性の取得は賛成だが、現実的には難しいと思う」が44.2%と、取得に賛成の意見が9割近くを占めています。前回調査（R1）との比較では、「男性も積極的に利用すべき」が2倍以上に上昇しており、賛成の意見の中でも、より積極的な取得への意識の移行が見られます。なお、性別による意識の差はほとんど見られませんでした。

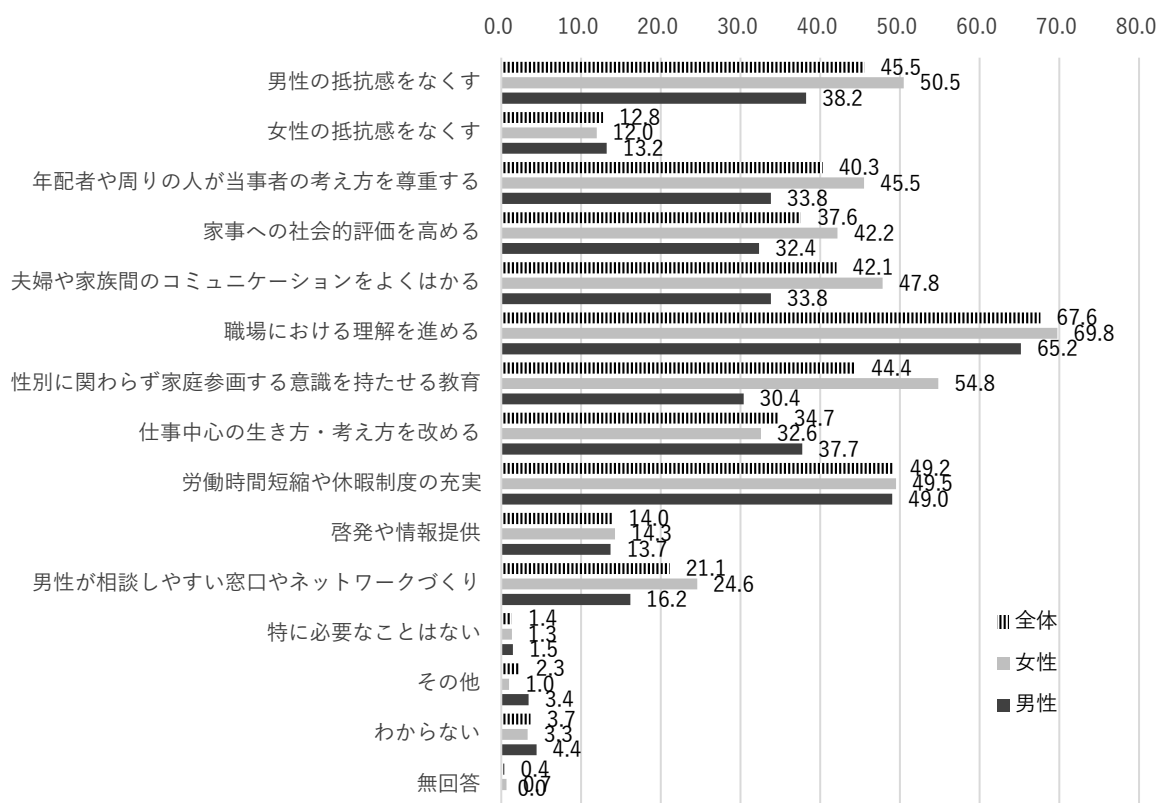
図表5 男性の「育児休業」や「介護休業」の利用について（SA）



(6) 男性が家事・育児・介護に積極的に参画するために必要なこと

「職場における理解を進める」(67.6%) が最も回答割合が高く、次いで「労働時間短縮や休暇制度の充実」(49.2%) となっています。性別によるギャップが大きいものは「性別に関わらず家庭参画する意識を持たせる教育」で、女性の回答割合が男性を 24.4 ポイント上回りました。

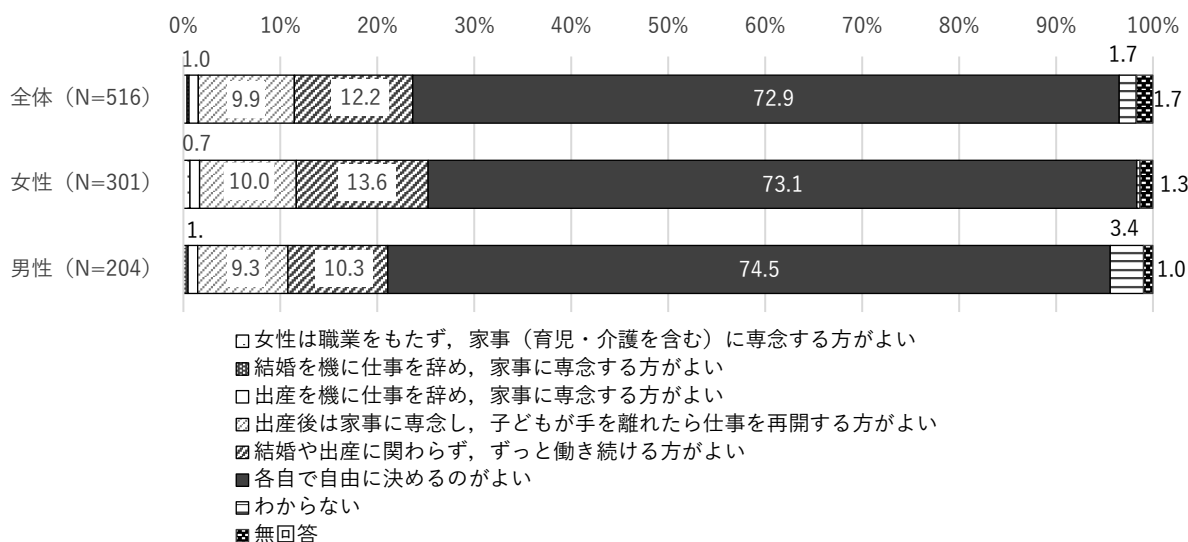
図表 6-2 男性が家事・育児・介護に積極的に参画するために必要なこと (MA)



(7) 女性が職業を持つことに対する意識

女性が職業を持つことに対しては、「各自で自由に決めるのがよい」(72.9%) が最も多く、次いで「結婚や出産に関わらず、ずっと働き続ける方がよい」(12.2%)、「出産後は家事に専念し、子どもが手を離れたら仕事を再開する方がよい」(9.9%) となりました。

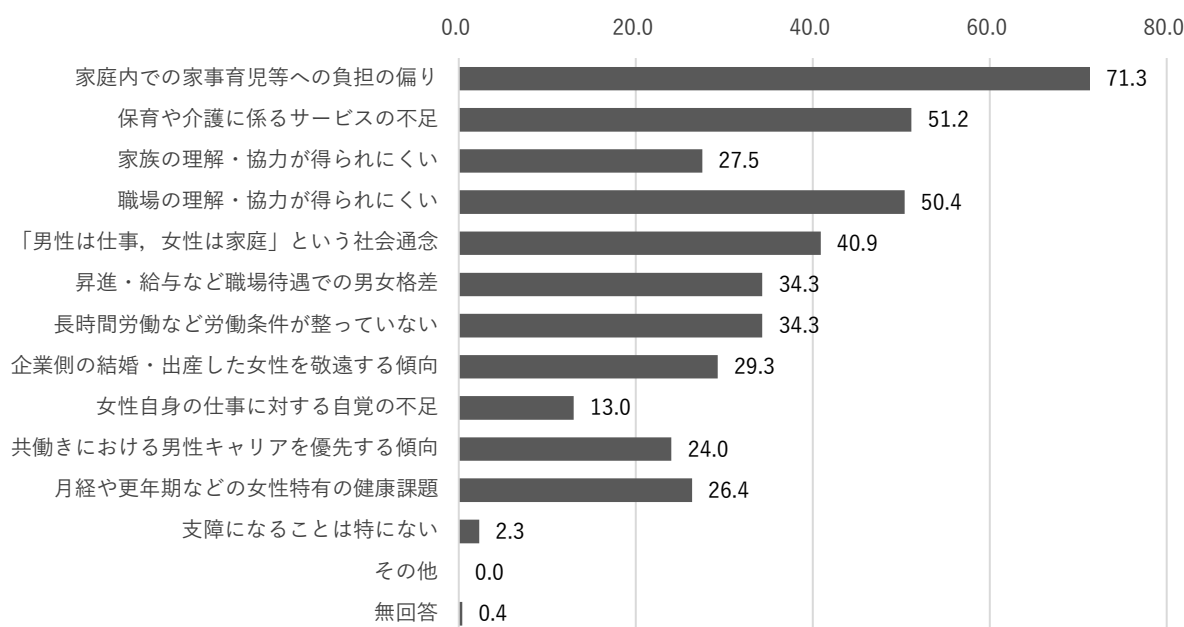
図表 7 女性が職業を持つことに対する意識 (SA)



(8) 女性が仕事を続ける上で支障となっているもの

回答の多いものから順に「家庭内での家事育児等への負担の偏り」(71.3%)、「保育や介護に係るサービスの不足」(51.2%)、「職場の理解・協力が得られない」(50.4%)となりました。

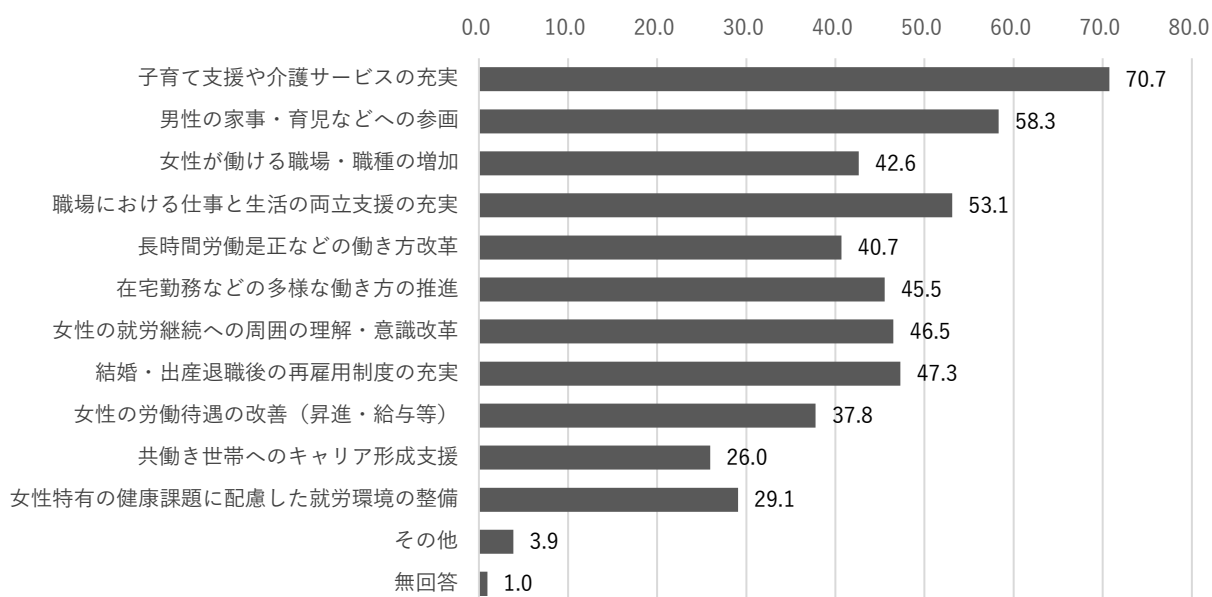
図表 8 女性が仕事を続ける上で支障となっているもの (MA)



(9) 女性が働き続けるために必要なこと

回答の多いものから順に「子育て支援や介護サービス」(70.7%)、「男性の家事・育児などへの参画」(58.3%)、「職場における仕事と生活の両立支援の充実」(53.1%)となり、上位3位までは男女とも同順となりました。

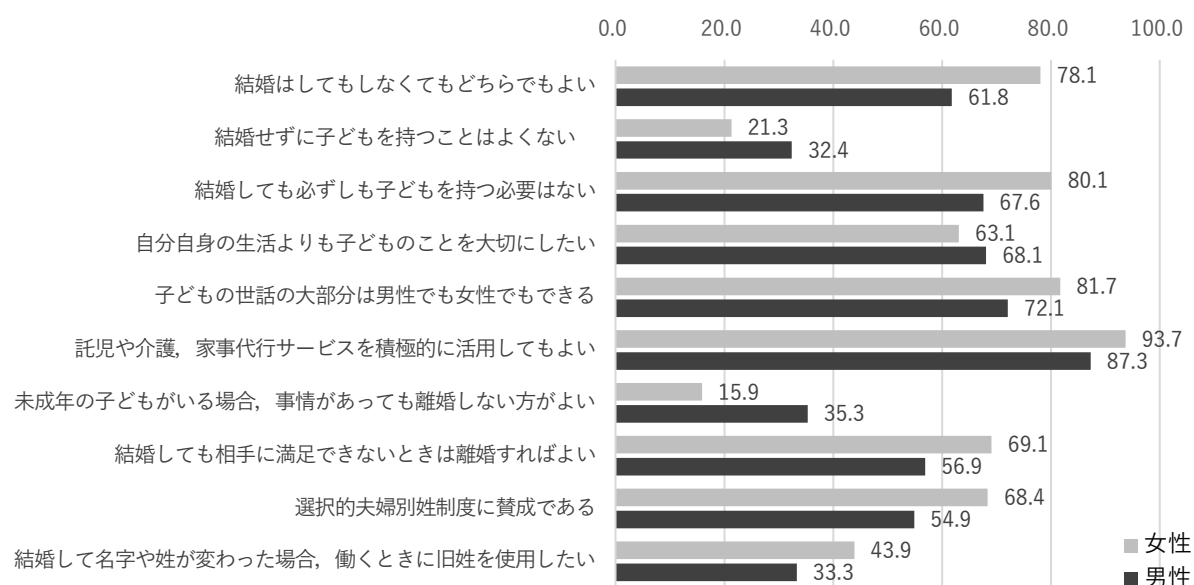
図表9 女性が働き続けるために今後必要だと思うこと (MA)



(10) 結婚等への考え方

各項目について、肯定的意見（「そう思う」や「どちらかというと思う」の合計）の割合を性別で見ると、全体的に女性の方が肯定的な意見の割合が高くなっていますが、「結婚せずに子どもを持つことはよくない」、「自分自身の生活よりも子どものことを大切にしたい」及び「未成年の子どもがいる場合、事情があっても離婚しない方がよい」の3項目については、男性の回答割合が女性を上回りました。また男女のギャップが最も大きい項目は「未成年の子どもがいる場合、事情があっても離婚しない方がよい」で、次いで「結婚はしてもしなくてもどちらでもよい」となりました。

図表10 結婚等への考え方に関する肯定的な意見割合（SA）

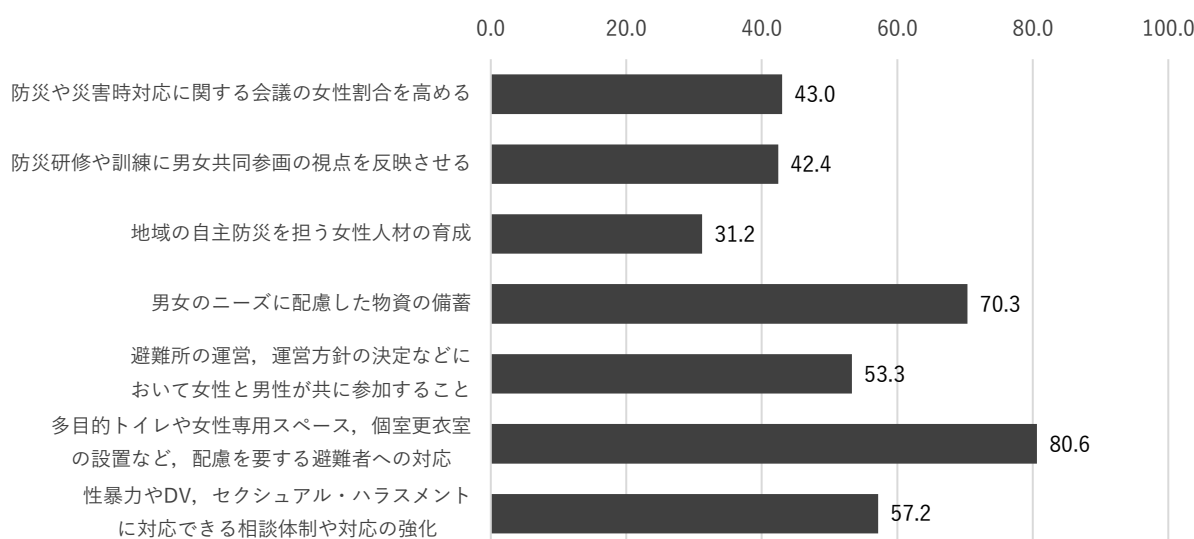


肯定的意見：「そう思う」及び「どちらかというと思う」の合計

(11) 防災や災害時における性別に配慮した対応について

必要だと考える取組については、「多目的トイレや女性専用スペース、個室更衣室の設置など、配慮を要する避難者への対応」（80.6%）が最も多く、次いで「男女のニーズに配慮した物資の備蓄」（70.3%），「性暴力やDV，セクシュアル・ハラスメントに対応できる相談体制や対応の強化」（57.2%）となっています。

図表11 防災や災害時における性別に配慮した対応について（MA）

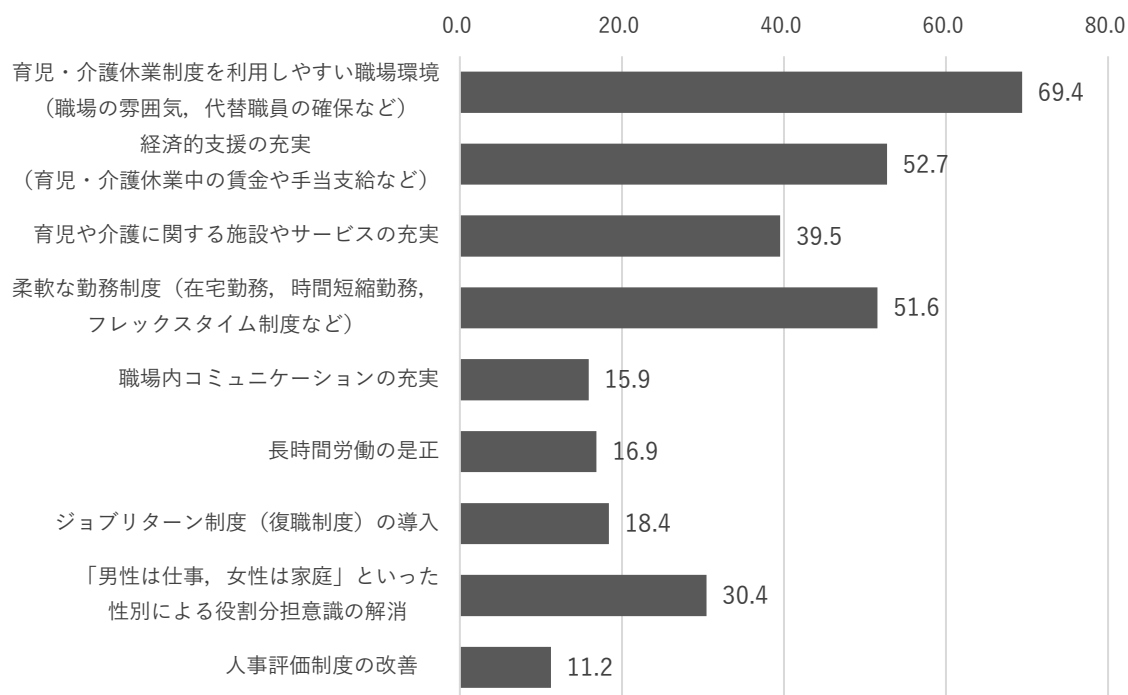


2 仕事と生活の調和

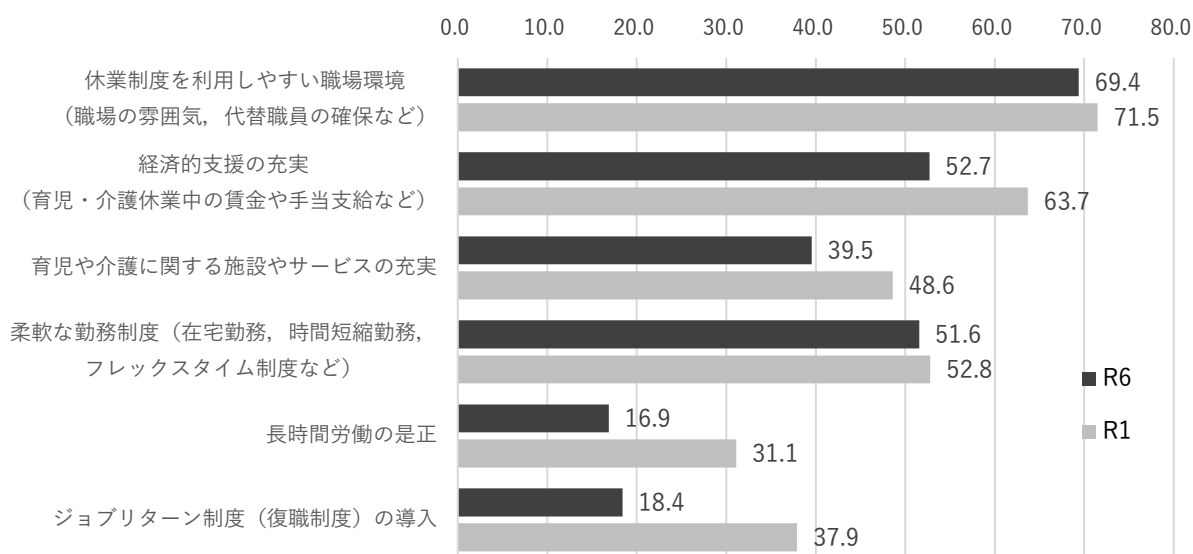
(1) 仕事と家庭の両立支援について

両立支援に必要な取組としては、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境」(69.4%)が最も多く、次いで「経済的支援の充実」(52.7%)、「柔軟な勤務制度」(51.6%)となりました。また、前回調査(R1)からは全ての項目で回答割合が減少しており、減少幅が特に大きかったものは、「ジョブリターン制度(復職制度)の導入」(▲19.5ポイント)と「長時間労働の是正」(▲14.2ポイント)となりました。

図表12-1 仕事と家庭の両立支援として必要な環境整備(MA)



図表12-2 仕事と家庭の両立支援として必要な環境整備の推移(MA)



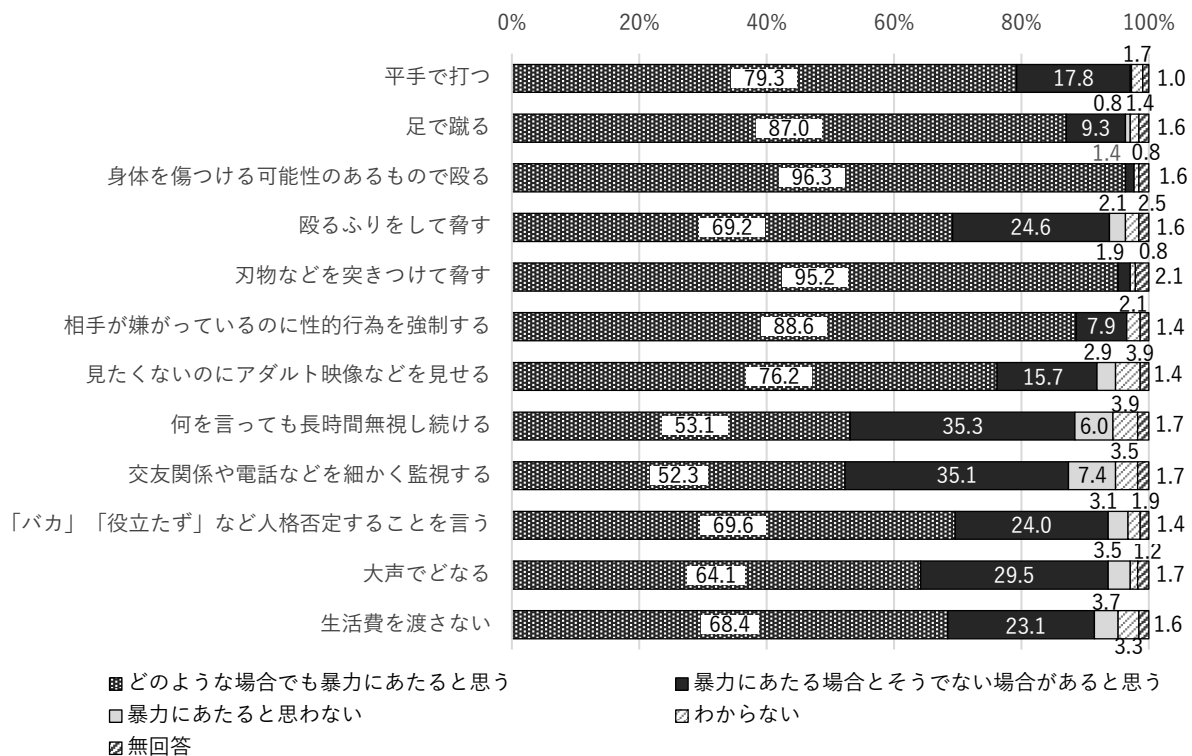
3 男女の人権

(1) 暴力の認識

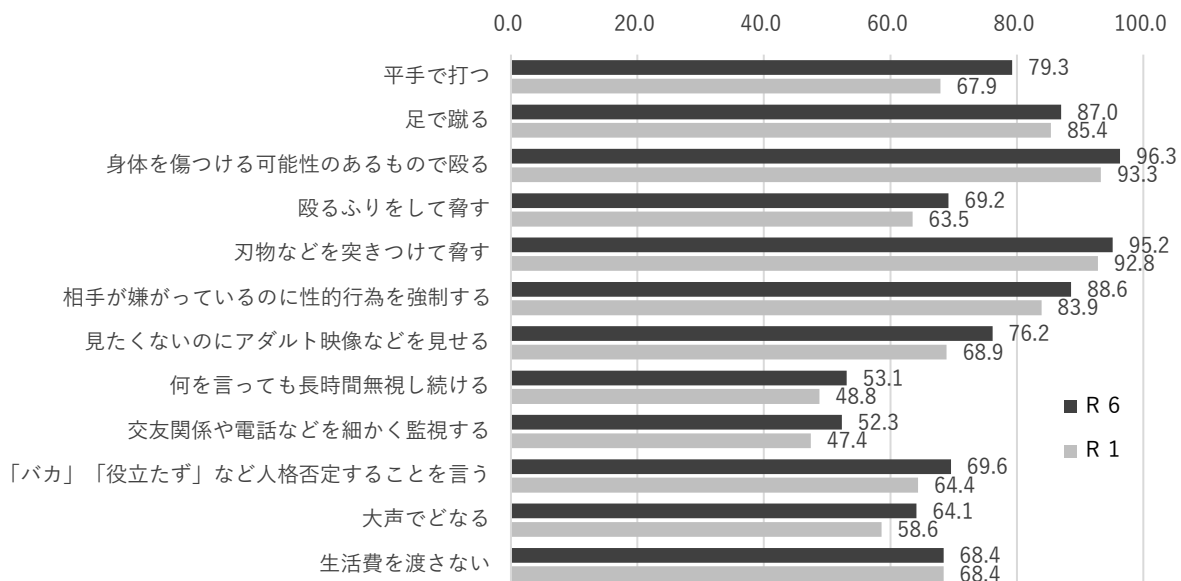
「どのような場合でも暴力にあたると思う」の割合は、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」(96.3%)が最も高く、次いで「刃物などを突きつけて脅す」(95.2%)となっています。反対に最も低いのは、「交友関係や電話などを細かく監視する」(52.3%)で、次いで「何を言っても長時間無視し続ける」(53.1%)となっています。

前回調査(R1)からは全項目で「どのような場合でも暴力にあたると思う」の割合が上昇しており、全体的に暴力の認識が進んでいる傾向が見られます。特に「平手で打つ」では11.4ポイント上昇しました。

図表 13-1 暴力の認識 (SA)



図表 13-2 暴力の認識「どのような場合でも暴力にあたると思う」回答割合の推移 (SA)

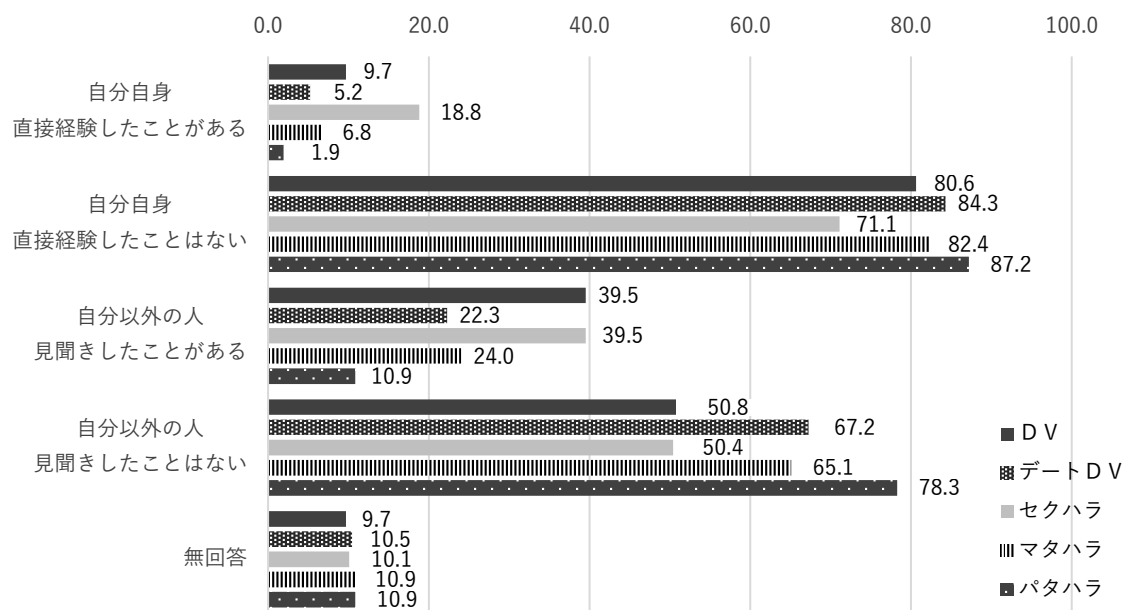


(2) DVやハラスメントの経験など

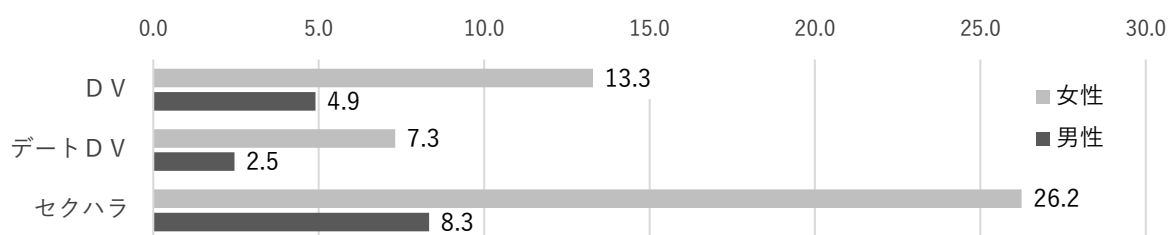
「DV」、「デートDV」、「セクハラ」、「マタハラ」、「パタハラ」を項目別に比較したところ、「自分自身、直接経験したことがある」と回答した人はDV（9.7%）、デートDV（5.2%）、セクハラ（18.8%）、マタハラ（6.8%）、パタハラ（1.9%）となり、セクハラは約2割の人が経験している結果になりました。特に女性で直接経験した割合が高く、DV、デートDV、セクハラのいずれも、男性の約3倍になっています。

また、前回調査（R1）との比較では、DV、デートDV、セクハラのいずれの項目でも「直接経験したことがある」の回答割合が上昇しており、デートDVとセクハラは約2倍に上昇しました。

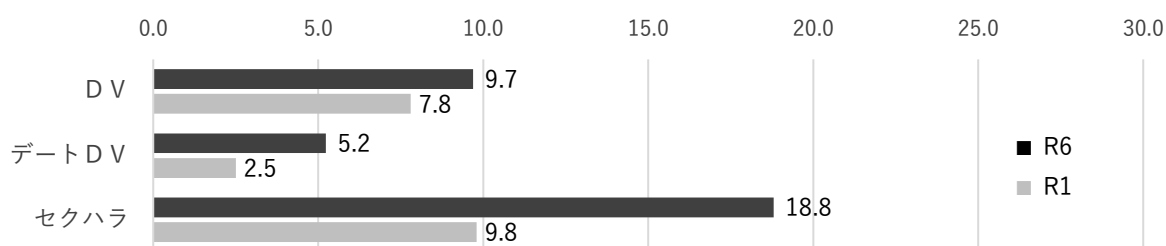
図表 14-1 DVやハラスメントの経験（SA）



図表14-2 DVやハラスメントの経験「自分自身 直接経験したことがある」〈男女別〉



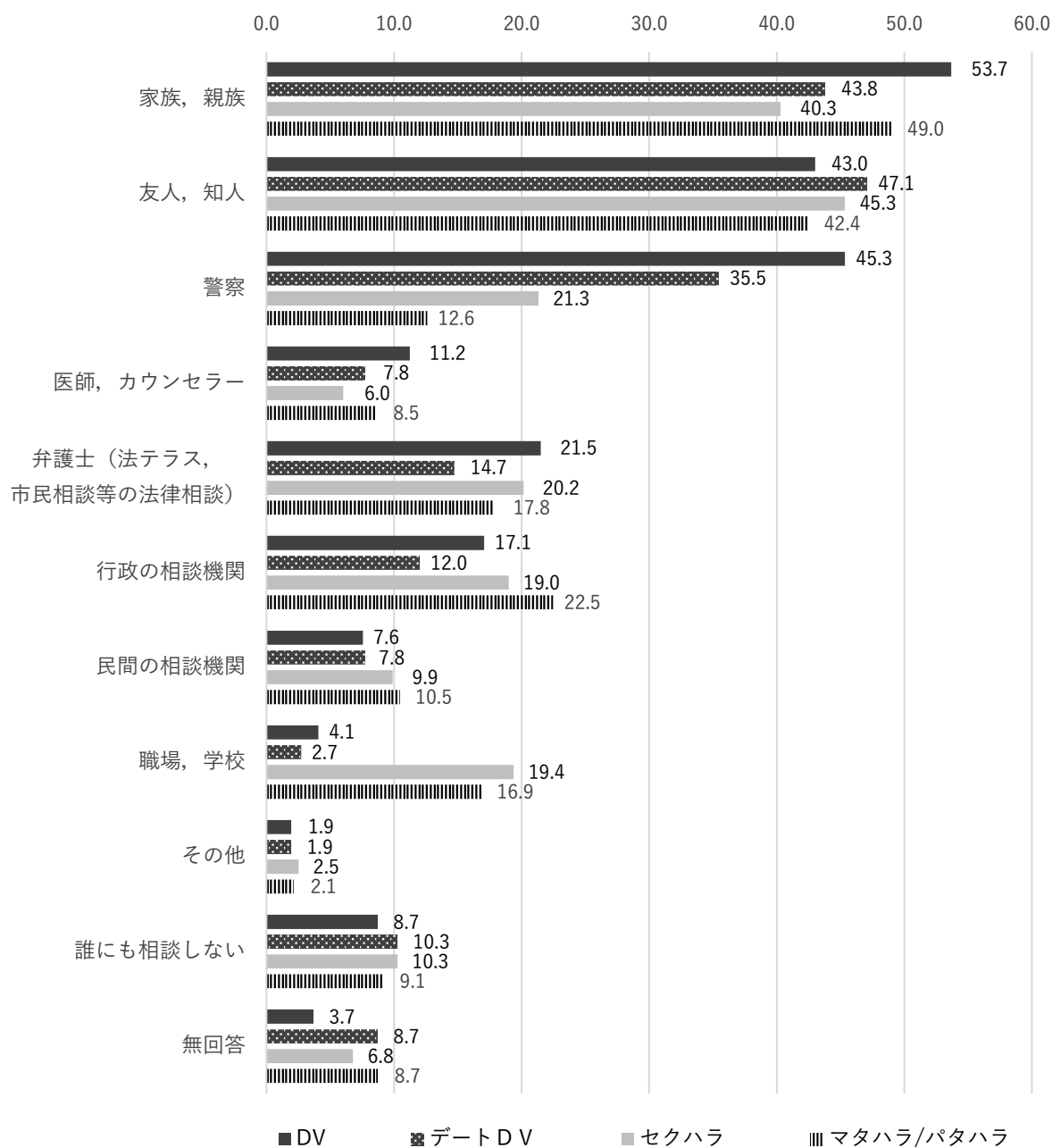
図表 14-3 DVやハラスメントの経験「自分自身 直接経験したことがある」の推移



(3) 被害に遭った場合の相談先

相談先として最も多かったのは、「DV」や「マタハラ／パタハラ」では「家族、親族」（DV：53.7%，マタハラ／パタハラ：49.0%）で、「デートDV」や「セクハラ」では、「友人、知人」（デートDV：47.1%，セクハラ：45.3%）が最も多くなっています。

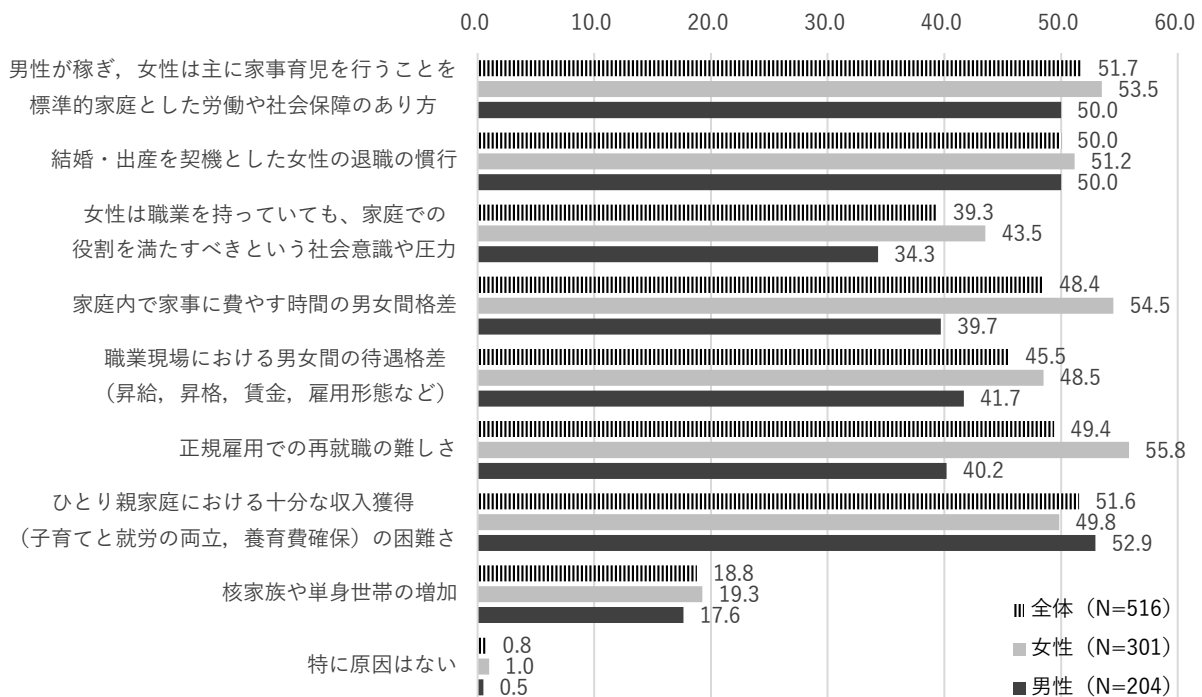
図表 15 被害に遭った場合の相談先（N=516 3LA）



(4) 女性が男性に比べ経済的困窮に陥りやすい原因について

女性が経済的困窮に陥りやすい原因としては、「男性が稼ぎ、女性は主に家事育児を行うことを標準的家庭とした労働や社会保障のあり方」(51.7%)との回答が最も多く、次いで「ひとり親家庭における十分な収入獲得の困難さ」(51.6%)となった。また、性別による回答割合の差が最も大きかったのは「正規雇用での再就職の難しさ」(15.6ポイント)、次いで「家庭内で家事に費やす時間の男女間格差」(14.8ポイント)で、いずれも女性の回答割合が男性を上回りました。

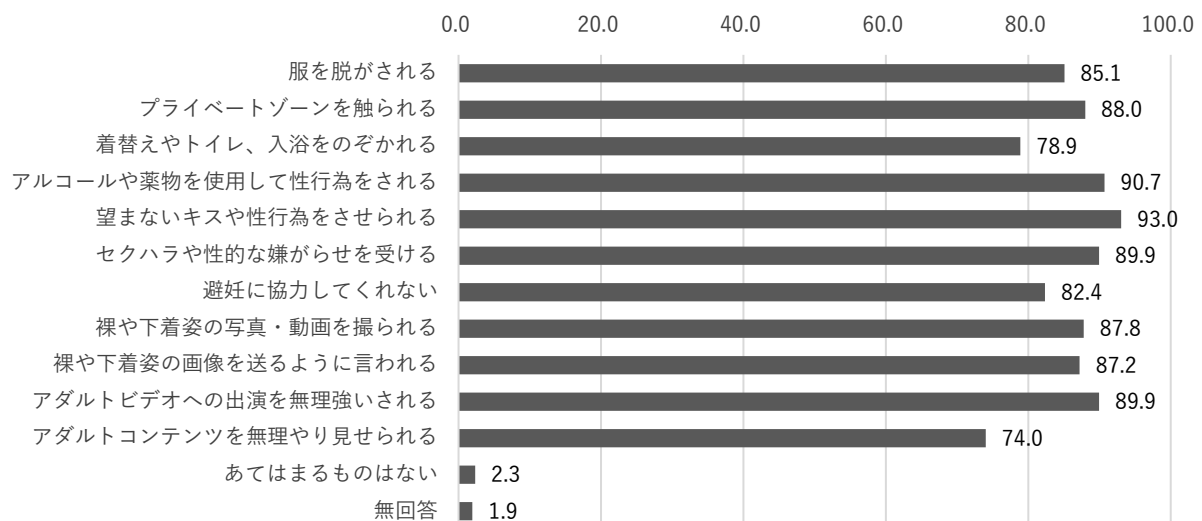
図表 16 女性が経済的困窮に陥りやすい原因 (MA)



(5) 性暴力の認識

最も回答が多かったものは、「望まないキスや性行為をさせられる」(93.0%)で、次いで「アルコールや薬物を使用して性行為をされる」(90.7%)となっています。また、全項目で女性の回答が男性を上回り、「裸や下着姿の写真・動画を撮られる」と「避妊に協力してくれない」では10ポイント程度の男女間ギャップが見られました。

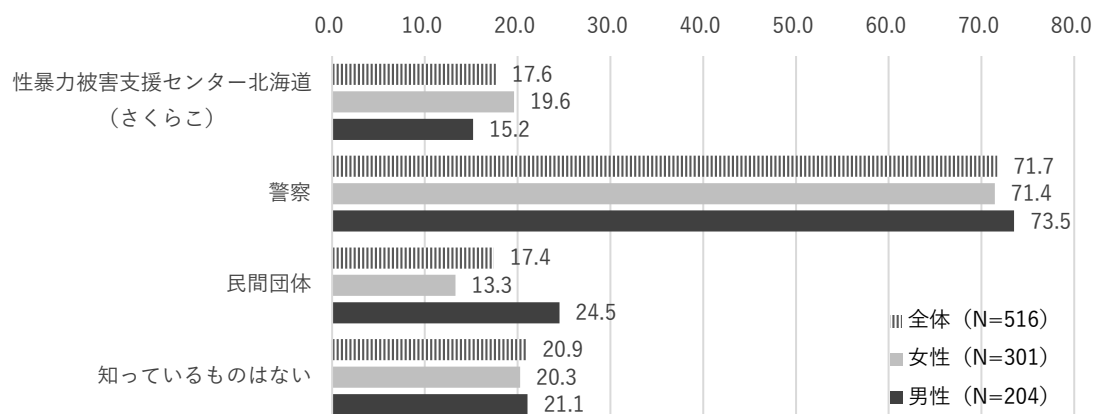
図表17 性暴力の認識 (MA)



(6) 性暴力被害の相談窓口の認知度

相談窓口として最も認知度が高かったのは男女ともに「警察」（女性：71.4%，男性：73.5%）で、「知っているものはない」は全体の2割程度を占めています。

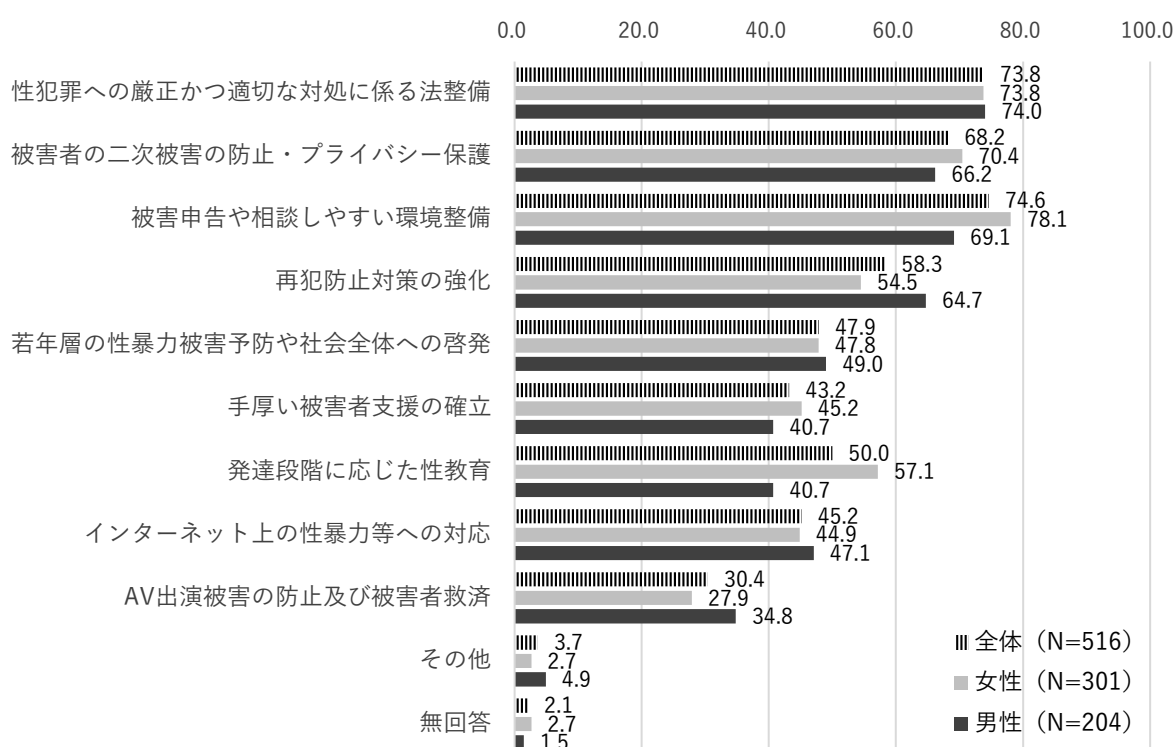
図表 18 性暴力被害の相談窓口の認知度（MA）



(7) 性犯罪・性暴力対策について

最も多いのは「被害申告や相談しやすい環境整備」（74.6%）で、次いで「性犯罪への厳正かつ適切な対処に係る法整備」（73.8%）となっています。男女間ギャップが大きいものは「発達段階に応じた性教育」（女性 57.1%，男性 40.7%），「再犯防止対策の強化」（女性 54.5%，男性 64.7%），「被害申告や相談しやすい環境整備」（女性 78.1%，男性 69.1%）となっています。また年代別では，多くの項目で 18～19 歳及び 60～69 歳の回答割合が高く，20～29 歳で低くなる傾向が見られました。18～19 歳では特に「インターネット上の性暴力等への対応」（75.0%）と「AV出演被害の防止及び被害者救済」（66.7%）についての回答割合が高く，「性犯罪への厳正かつ適切な対処に係る法整備」（83.3%）や「手厚い被害支援の確立」（58.3%）でも高くなりました。

図表 19 性犯罪・性暴力対策について（MA）

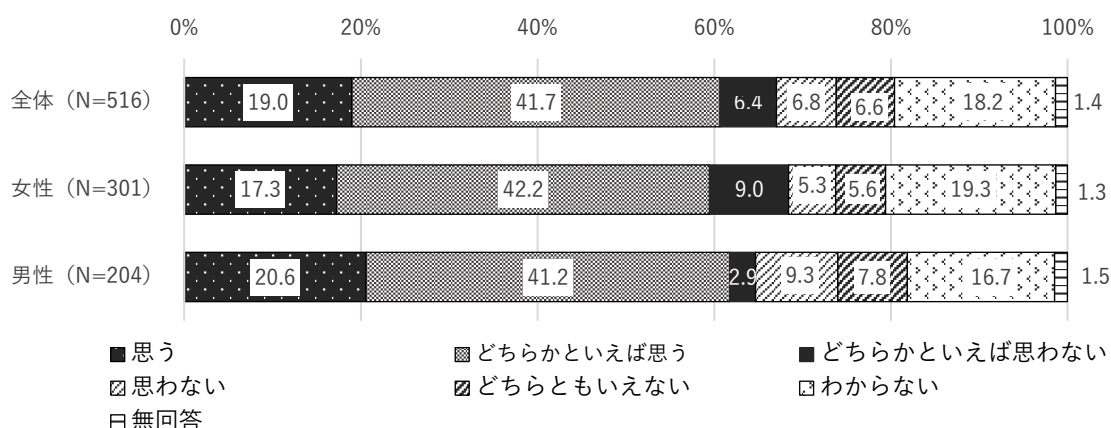


4 性の多様性

(1) 性的少数者に対する偏見や差別の認識

偏見や差別により性的少数者の方にとって生活しづらい社会だと「思う」又は「どちらかといえば思う」と回答した割合は、全体の6割を占め、「どちらかといえば思わない」又は「思わない」の合計である13.2%を大きく上回りました。性別による違いはそれほど見られませんが、年代別では「思う」又は「どちらかといえば思う」と回答した割合が最も高かったのは18～19歳代（83.3%）で、次いで70歳代（67.1%）、60～69歳（66.7%）となっています。

図表 20 性的少数者に対する偏見や差別の認識（SA）

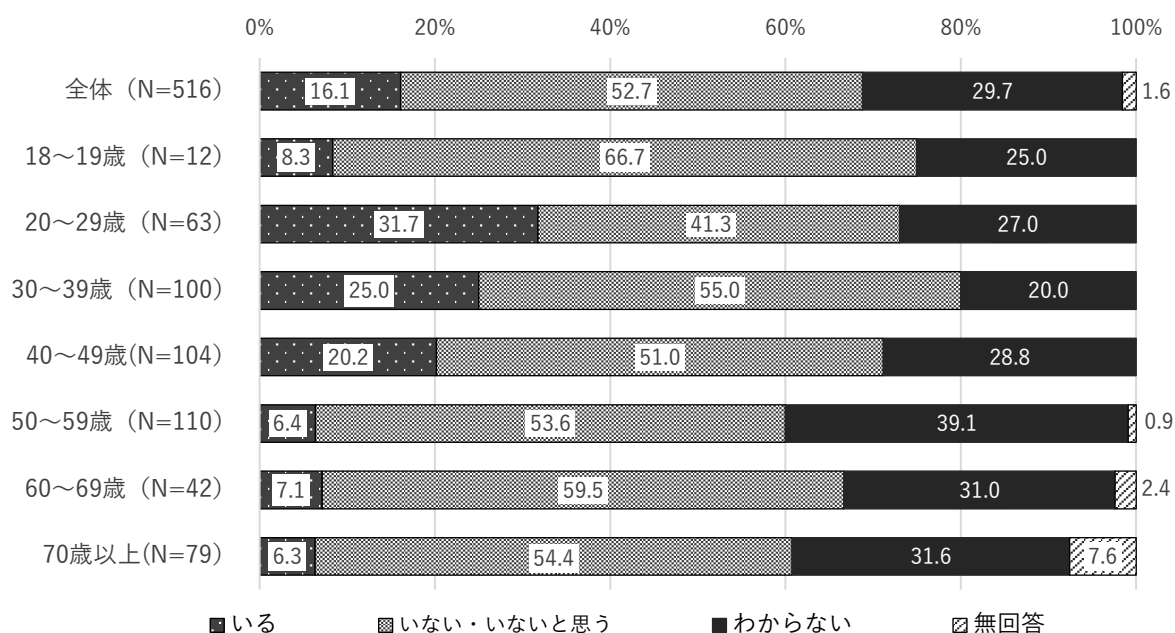


(2) 性的少数者に対する認識

「いる」は16.1%、「いない・いないと思う」は52.7%、「わからない」が29.7%となりました。

性別による大きな差は見られませんが、年代別で見ると、20歳代から40歳代では「いる」が2～3割（20～29歳：31.7%、30～39歳：25.0%、40～49歳：20.2%）であることにに対し、その他の年代では1割以下となっています。

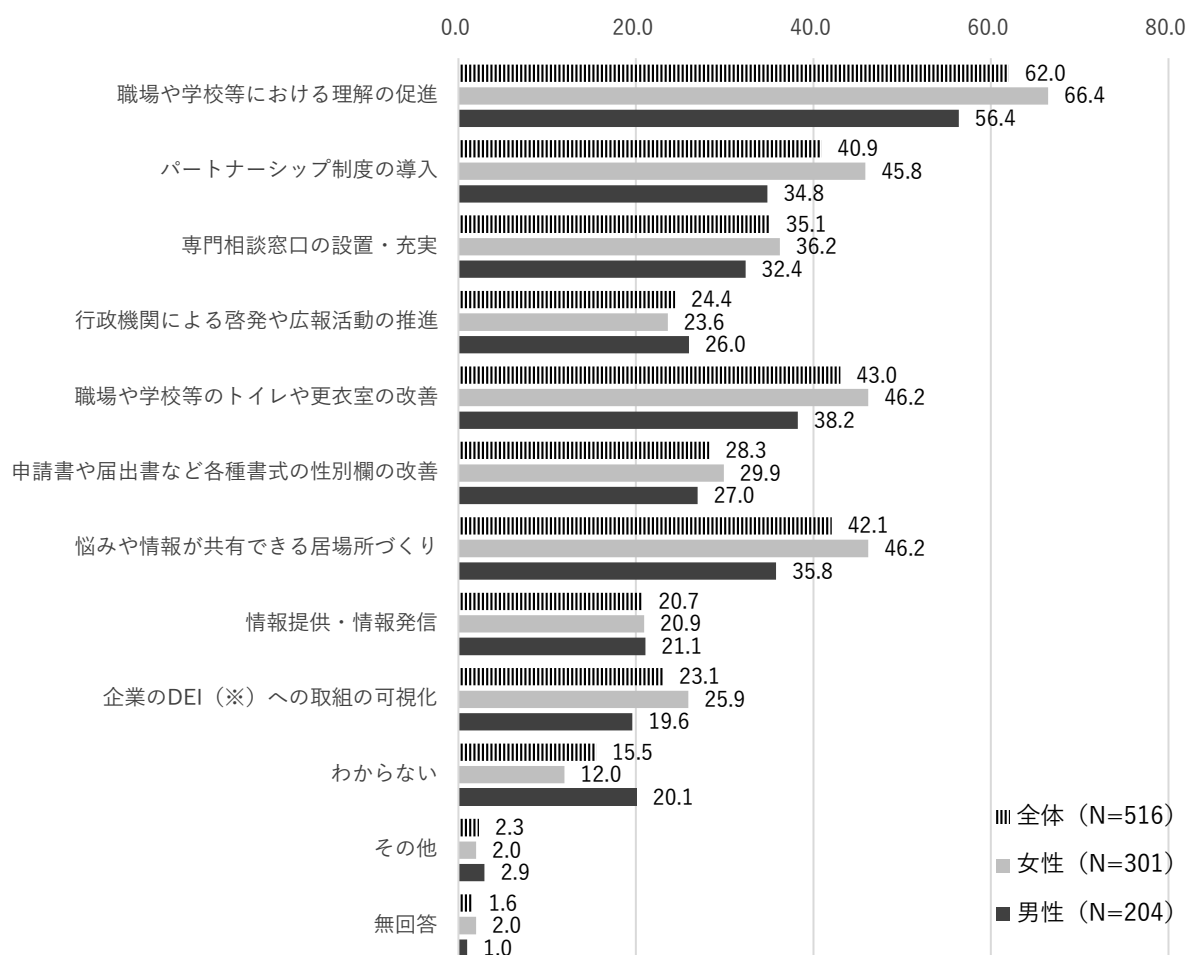
図表 21 性的少数者に対する認識（SA）



(3) 性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと

「職場や学校等における理解の促進」(62.0%) が最も多く、次いで「職場や学校等のトイレや更衣室の改善」(43.0%)、「悩みや情報が共有できる居場所づくり」(42.1%) となりました。

図表 22 性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと (MA)



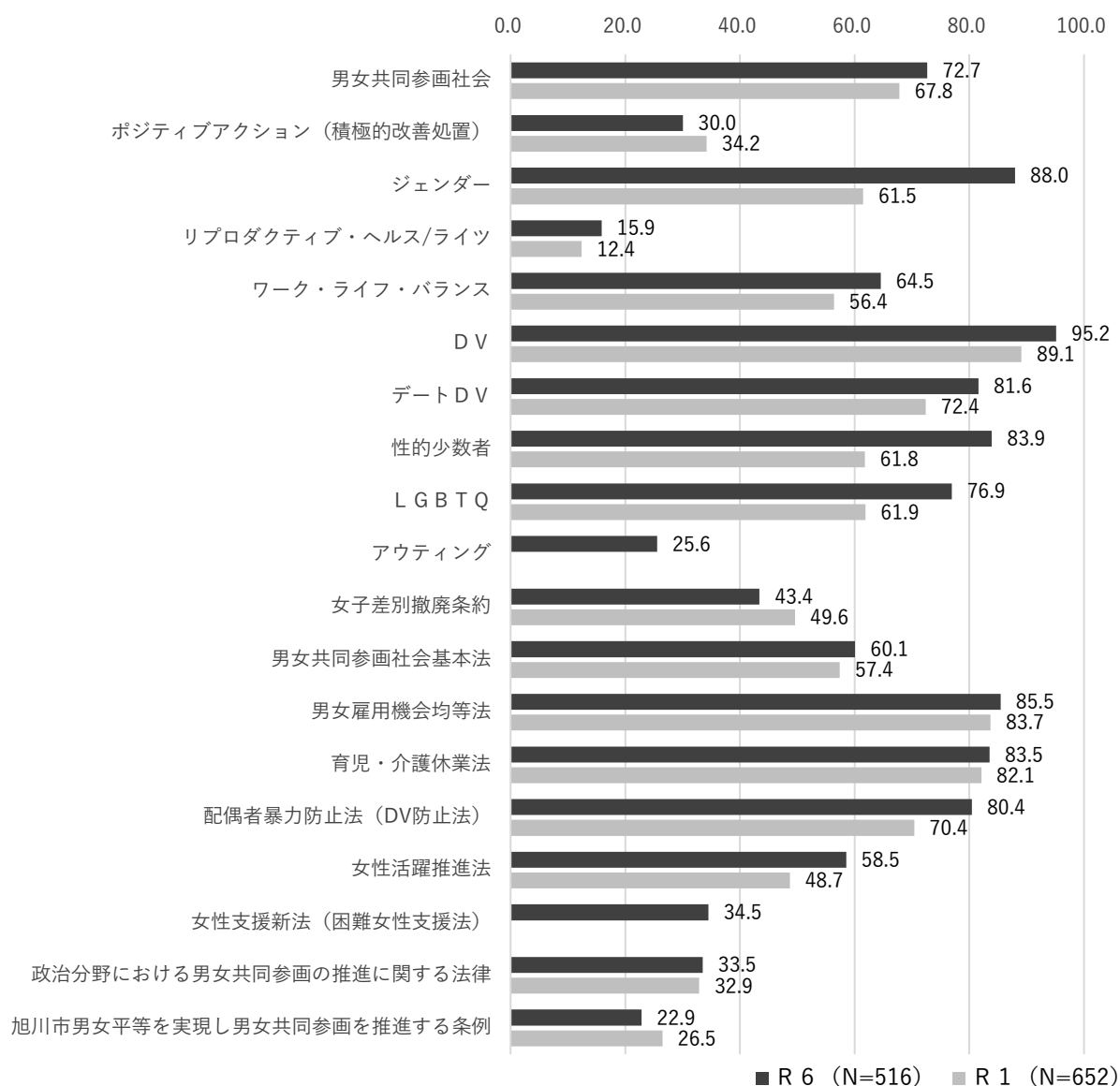
※ DEI：あらゆる人が公平に扱われ、尊重され、組織・社会において包括される状態を目指すこと

5 男女共同参画に関する認知度

(1) 男女共同参画関連事項の認知度

「内容まで知っている」及び「見聞きしたことはある」の合計が80%を上回った項目は、「DV」(95.2%)、「ジェンダー」(88.0%)、「男女雇用機会均等法」(85.5%)、「育児・介護休業法」(83.5%)、「性的少数者」(83.9%)、「デートDV」(81.6%)、「配偶者暴力防止法(DV防止法)」(80.4%)で、いずれも前回調査(R1)より認知度が上昇しました。また、「ジェンダー」や性の多様性に関する項目(性的少数者, LGBTQ)は、前回調査から認知度が大きく伸びています。反対に、「ポジティブアクション」(30.0%)、「女性差別撤廃条約」(43.4%)、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」(22.9%)は認知度が低下しました。

図表 23 男女共同参画関連事項の認知度の推移 (SA)



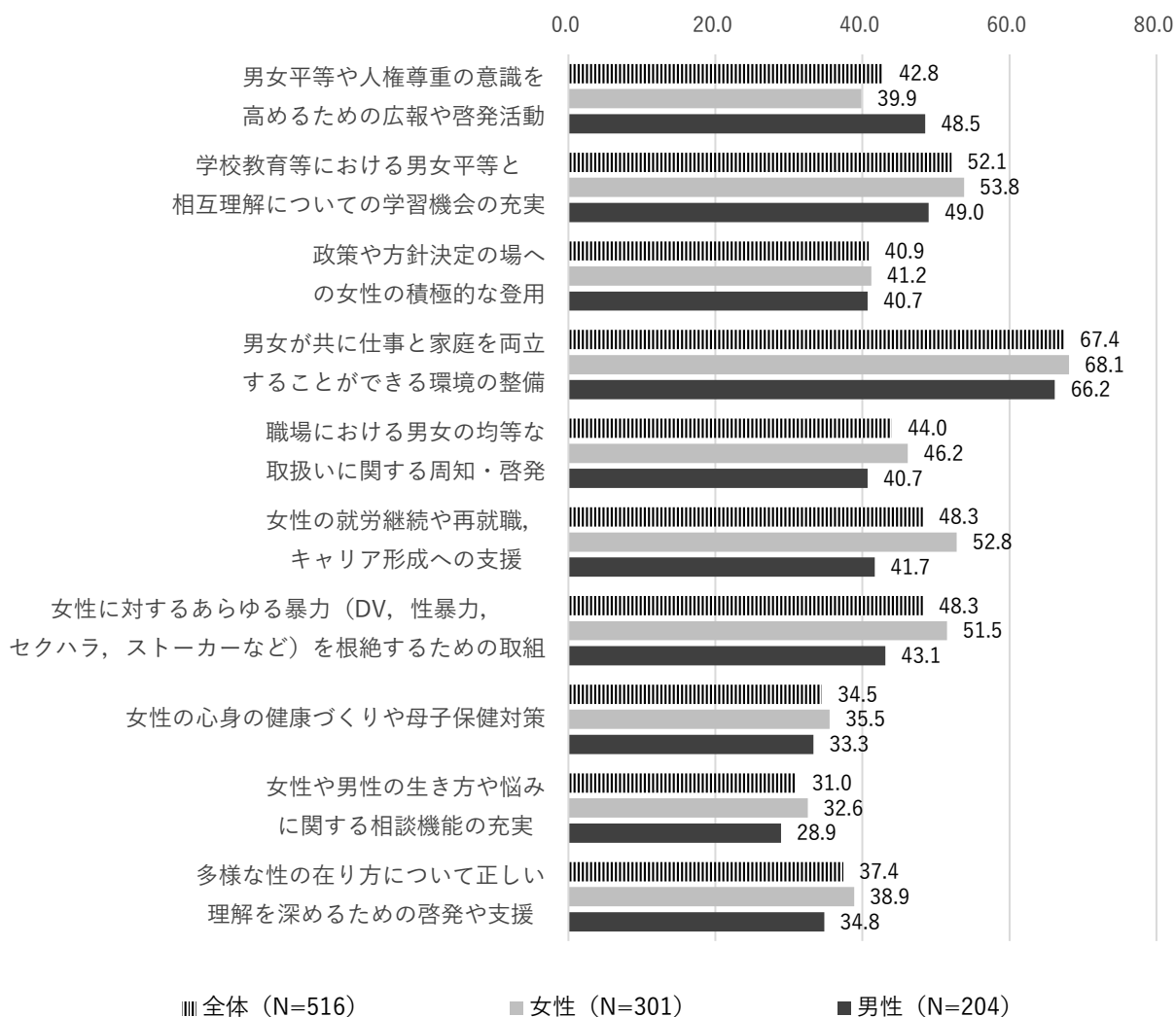
※「アウティング」「女性支援新法(困難女性支援法)」は今回調査(R6)から追加された選択肢

(2) 男女共同参画社会の実現に向けて必要なこと

「男女が共に仕事と家庭を両立することができる環境の整備」(67.4%)が最も多く、次に「学校教育等における男女平等と相互理解についての学習機会の充実」(52.1%)となりました。

性別で見ると、最も男女の差が大きかったものは「女性の就労継続や再就職、キャリア形成への支援」(女性：52.8%，男性：41.7%)で、女性の回答が11.2ポイント男性を上回り、次の「男女平等や人権尊重の意識を高めるための広報や啓発活動」(女性：39.9%，男性：48.5%)では、男性の回答割合が8.7ポイント女性を上回りました。

図表 24 男女共同参画社会の実現に向けて必要なこと (MA)



◇◇ 編集・発行 ◇◇

旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課

〒078-8525 旭川市 7 条通 9 丁目

電話 0166-25-9785 FAX 0166-24-7833

E-MAIL joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp

